

- ・ 高橋園芸のメンテナンス契約の費用として、執行計画を立てる。

b. 学校費は、適宜、充当活用

※ 2000年度当初の用具、倉庫、植栽、ポンプ等は、創立百周年事業費及び校費によって賄っている。（園芸クラブ用も同）

② 企画・運営

自然観察学習園の植生の栽培、飼育計画を立案し、年間を通して児童及び園芸クラブに携わる者が心を潤わせ、自然に親しめる環境整備に努める。

③ 学校教育活動との連携

飼育、栽培計画は、学校教育活動の理科・生活科・総合等の年間計画にそって立案され、実施されていくことになる。これに対して、本会は、どこまでも、円滑な教育活動が実施されるようにサポートする立場にあり、主導的に教育活動に換言することはしない。ただし、施設の性質上（草木・土という自然環境、南西隅という立地条件）、自然観察学習園が放置されたり、荒廃したりすることがないように、常に学校側と連携を図るものである。これについては、併設の地域参加の園芸クラブも参画して、意見具申を行うものとする。

④ 管理・維持

自然を生かす部分と人工的な植生を生かす部分と周辺民家との関わりを大切にしてい進める。

ア. ポンプ、排水設備は、定期的に点検し、異常のないようにする。破損したり、能力が低下した場合は、予算によって修理、交換する。

イ. 自然に近い形とは、生えた状態で放置しておくことではなく、一定の形状を保全することとする。したがって、池、川の水底や周辺部分は、自然環境を保全しながらも清掃によって一定の美観を保つようにする。

ウ. 刈り取った草、木枝は、可能な範囲で腐葉土を作り、肥料とする。

エ. 肥料は、有機肥料を原則とし、化学肥料は最小限に留める。

オ. 除草剤は、使用しない。

カ. やむを得ず消毒をする場合は、最小限に留める。

キ. 民家との境界部分は常に清潔にし、雑草が生えたり木枝が民家を侵すことがないように管理する。

⑤ 創立百周年記念事業委員会委託アドバイザー

自然観察学習園の管理についてのアドバイザーを創立百周年記念事業委員会より委託する。アドバイザーは、自然観察学習園の管理・運営についての意見をしたり指導にあたる。（ボランティア：無償を原則）

⑥ 用地の割り当て

ア. 学校の学習計画を元に、運営委員会によって、割り当てる。

イ. 次年度にまたがって栽培するものが多くあるので、トラブルが発生しないように、担当者同士で十分に話し合う。

ウ. 2000年度に割り当てた場所を基本とするが、その後、学習活動の計画によって変更する場合は、特に、クラブとの連絡を密にする。

⑥ 植採の範囲

ア. 学習園部分に十分な日当たりがあるようにする。

イ. 学習活動に活用される種類の草木を原則とする。

ウ. 個々の草木及び、相互の性質を考慮する。

エ. 周辺民家の迷惑とならない植栽をする。

オ. 一年物などは、収穫後、用地を現状復帰しておく。

カ. 個人の趣味の植栽はしない。(学校内、クラブ内で協議する。)

⑦ 水中生物の範囲

ア. 学習活動に活用される種類の草木を原則とする。

イ. 個々の生物及び、相互の性質を考慮する。

ウ. 周辺民家の迷惑とならないように蚊の発生を防ぐ。

エ. ザリガニは飼育しない。

オ. 個人の趣味で生物を飼育しない。(学校内、クラブ内で協議する。)

カ. ネコや鳥による被害を防止するため被害が深刻な場合は防護ネットを設ける。

⑧ 用具

用具類は、運営委員会の所属とする。

用具を使用したい時は、運営委員会の許可をえて使用するものとする。学校、園芸クラブにおいては、使用を認めるものとする。

5. 運営委員会併設園芸クラブ(名称:地域園芸クラブ)

(1) 設立の趣旨と目的

運営委員会が設立する。自然観察学習園内に園芸クラブの用地を割り当て、学校の植栽計画と連携しながら(必ずしも関連しない)潤いのある運営をする。割り当て用地だけでなく、広く、児童の学習活動に参加したり、学習園全般の環境保全にも協力することを目的とする。クラブの運営は、運営委員会の規約の範囲とする。

(2) クラブのスローガン

「人とふれあい、自然とふれあう」

(3) 対象

公募(本校児童配付のクラブ員募集の文書と伝聞による。2001年度以降は、公募の方法を運営委員会でも検討する。)による地域在住の者で、クラブのスローガンを理解して参加できるもの。

(4) 組織

クラブの中で、代表、副代表を決める。任期は一年とし、再任は妨げない。代表、は、互選による。代表は、年度当初のクラブミーティングにおいて、趣旨や規約をクラブ員に説明し、運営に支障がないようにする。

(5) 用 地

2000年度に割り当てた場所を基本とする。用地内の使用方法については、クラブ内で話し合っ、仲良く楽しく活動できるようにする。収穫などでトラブルなどないように互いに努力する。学校の学習計画に合わせて用地を変更することある。この場合、学校や運営委員会と協議し、学校の学習活動を妨げない範囲で場所を確保するように努力する。先住権はないものとする。

(6) 栽培の種類

- ① 学校の栽培計画と照らしながら、違和感のないものを栽培する。
- ② できるだけ、環境学習に適したものを栽培する。
- ③ 収穫できるものを栽培する場合は、クラブの中で、収穫時の種々の計画を立てて置くこと。
- ④ その他、運営委員会の規約に準じる。

(7) 費 用

- ① 栽培に関する費用は、クラブ員の会費によって賄う。会費は、年間200円～300円程度（2000年度当時）が妥当であると考える。
- ② 肥料は、たい肥を学校と共用する。
- ③ 用具類は、学校と共用する。（倉庫は別個に設置する。）

(8) 時 間

- ① かぎは、代表が保管する。
- ② 利用時間は、午前8時～午後5時を原則とする。
- ③ 夜間の使用は、認めない。
- ④ 早朝に散水の目的で利用する場合は、学校長の許可を得、周辺民家の迷惑にならないようにする。

(9) 傷 害

- ① 活動時間中の事故は、各自の責任に置いて行。事故発生の場合は、クラブ保険の範囲内で補償する。保険は自己負担とする。収穫した作物による食中毒も同様の扱いとする。

(10) その他

- ① 利用時間の中で、昼食を学習園内でとる場合は、児童の給食時間と合わせてとり学校敷地内であることをしっかりと念頭に置くこと。（休日も同様とする。）
- ② 軍手、帽子等、各自使用するものは、受益者負担の原則を適用する。
- ③ 慶弔規約は設けない。